

計 画 書

大阪都市計画風致地区の変更（市決定）

都市計画大川風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
大川風致地区	約 177.6 ha	条例の名称 「風致地区内における建築等の規制に関する条例」（昭和 45 年 3 月 13 日制定）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市魅力の向上に資するよう、一部の護岸整備などの河川環境整備事業に伴う河川区域の変更にあわせ、自然的風致や良好な環境の維持を図るため、7・5・1号中之島公園の区域の変更とともに、本案のとおり風致地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

「大川風致地区」を変更する。

() 内は旧を示す

名 称	面 積
大 川 風致地区	約 177.6 ha (約 177.7 ha)
夕 陽 丘 風致地区	約 27.4 ha
四天王寺 風致地区	約 10.1 ha
茶 臼 山 風致地区	約 38.4 ha
聖 天 山 風致地区	約 110.2 ha
杭 全 風致地区	約 2.9 ha
合 計	約 366.6 ha (約 366.7 ha)

2. 変更に係る土地の区域 (約 0.1 ha)

「大川風致地区」

大阪市 北区 菅原町 地内

(1 頁、 1 3 頁、 1 4 頁図面参照)